

る常勤の医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき1,200点を所定点数に加算する。

M005（略）

第2節（略）

第13部 病理診断

通則

1～7（略）

第1節 病理標本作製料

通則

1・2（略）

区分

N000・N001（略）

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

1～8（略）

注1（略）

2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,200点を所定点数に加算する。

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）

第4章 経過措置

（削る）

（削る）

る常勤の医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき300点を所定点数に加算する。

M005（略）

第2節（略）

第13部 病理診断

通則

1～7（略）

第1節 病理標本作製料

通則

1・2（略）

区分

N000・N001（略）

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

1～8（略）

注1（略）

2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。

N003～N005-3（略）

第2節（略）

第3章（略）

第4章 経過措置等

第1部 経過措置

1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ